

2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会の運営方針について

平成23年7月 11日
地球環境部会長決定

1 会議の公開

(1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができます。

(2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

2 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員並びに専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

ただし、委員長が必要と認めた場合には、欠席する委員等の代理の者を説明員として出席させることができる。

また、委員長は、必要に応じ、小委員会に属さない委員等（地球環境部会に属する委員及び臨時委員に限る）に対し、小委員会への出席を求めることができる。ただし、この場合、小委員会の決議に加わることはできるのは小委員会に属する委員等に限るものとする。

3 会議録

(1) 会議録の作成、配付

- ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③ 会議録は、小委員会に属する委員等に配布するものとする。

(2) 会議録の公開

- ① 公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開することができる。
- ② 公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

4 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定めることができるものとする。